令和７年４月14日 第48回基本計画策定・推進専門委員等会議	資料２－１

法務省説明資料

公判前整理手続への被害者参加

〔制度概要〕

○　公判前整理手続（刑訴法３１６条の２以下）

公判前整理手続は、公判請求後、第１回公判期日前において、明確な審理計画を策定し、迅速な審理を実現するための手続である。

同手続においては、裁判所の主宰の下に、検察官と弁護人が、公判においてする予定の主張を明らかにし、その証明に用いる証拠の取調べを請求することなどを通じ、事件の争点を明らかにする。

裁判所は、公判で取り調べるべき証拠を決定した上、その取調べの順序・方法を定め、公判期日を指定するなどして審理の促進を図る。

裁判所において、充実した公判の審理を継続的、計画的かつ迅速に行うため必要があると認めるときに、事件を公判前整理手続に付することができる。

また、裁判員法は、裁判員裁判(裁判員の参加する刑事裁判をいう。以下同じ。)対象事件については、必ず公判前整理手続に付さなければならないとしている。

〔今後の取組・検討方針〕

○　現行法上、公判前整理手続について、被害者や被害者参加弁護士（以下、両者を併せて「被害者等」という。）の参加・傍聴に関する規定はない。

○　公判前整理手続への被害者等の参加・傍聴については、平成２５年から平成２６年まで法務省において開催した「平成１９年改正刑事訴訟法等に

関する意見交換会」において議論が行われ、

・　争点と証拠の整理という公判審理のための準備の場である公判前整理手続に、被害者等が関与することには、刑事訴訟制度の基本構造との関係で問題がある

・　公判前整理手続は、裁判所、検察官及び弁護人が、率直なやり取りにより、効率的に争点と証拠の整理を行う場であるところ、被害者等の出席により、意見交換が十分にできず、その結果、争点整理が曖昧になり公判での充実した審理ができなくなるなど、公判前整理手続の趣旨を損なうおそれがある

などの問題点が指摘され、法整備の対象とされなかった。

そのため、被害者等に公判前整理手続への参加・傍聴を認める旨の規定を設けることについては、慎重な検討を要するものと考えている。

○　もっとも、検察当局においては、被害者等が公判前整理手続への参加・傍聴を特に希望する場合には、その理由、被害者等が公判前整理手続に同席することの弊害の有無・程度、弁護人の同意の有無などを考慮して相当と認めるときは、当該希望の事実を、手続を主宰する裁判所に伝えるなどの配慮をしているものと承知している。

○　また、検察当局においては、被害者等の要望に応じ、適宜の時期に、その経過及び結果について必要な説明をするよう配意しているものと承知している。

○　検察当局においては、引き続き、被害者等と十分なコミュニケーションをとり、これらの取組を進めていくものと承知している。

被害者参加制度の対象事件の拡大

〔制度概要〕

○　被害者参加制度の対象となる事件は、次のとおりである（刑事訴訟法第３１６条の３３第１項）。

①　故意の犯罪行為により人を死傷させた罪（殺人、危険運転致死傷など）

②　不同意性交等、不同意わいせつ、逮捕・監禁などの罪

③　犯罪行為に②の罪の犯罪行為を含む罪（強盗・不同意性交等などの罪）

④　過失運転致死傷などの罪

⑤　①から③までの罪の未遂罪

〔今後の取組・検討方針〕

○　犯罪被害者等基本法の基本理念や、制度の円滑な実施を確保する観点を踏まえ、現行法においては、その対象事件が、個人の尊厳の根幹を損なう人の生命、身体又は自由を侵害する罪に係る事件に限定されている。

○　対象事件を拡大することについては、

・　新たに対象とする事件が、現行の対象事件と同様に、個人の尊厳の根幹を損なう人の生命、身体又は自由を侵害する罪に係る事件といえるか

・　そのような罪に該当しない特定の罪に係る事件を対象事件に追加することにより、対象事件に追加されない事件の被害者等との間の不均衡や、法制度としての不整合の問題が生じることとならないか

・　対象事件数の増加により、被害者参加制度の円滑な運用に支障を来すおそれはないか

といった観点から、慎重な検討を要するものと考えている。

○　なお、検察庁においては、被害者参加制度の対象事件であるか否かにかかわらず、犯罪被害者等の意向に応じ、それらの方々に対し、適宜の時期に、検察官が刑事裁判の内容について必要な説明を行っているものと承知しており、今後も犯罪被害者等の心情等に配慮し、丁寧な説明に努めていくものと承知している。

医療観察審判への被害者参加

〔制度概要〕

○　制度概要及び現状の取組については、別添資料のとおり。

〔今後の取組・検討方針〕

○　医療観察法は、心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者に対し、継続的かつ適切な医療等を行うことによって、その病状の改善及びこれに伴う同様の行為の再発の防止を図ることで、その社会復帰を促進することを目的とするものであり、審判における裁判所の判断の対象も、個々の対象者について、対象行為を行った際の精神障害を改善し、これに伴って同様の行為を行うことなく、社会に復帰することを促進するため、同法による医療を受けさせる必要があると認められるか否かである。

　そのため、現行法で許容されている審判の傍聴（医療観察法第４７条）を超えて、被害者等に審判期日への参加を認め、対象者に対する被害者等の心情やその処遇に関する意見等を直接審判結果に反映させることについては、法の目的や審判における裁判所の判断の対象との関係で慎重な検討を要するものと考えている。

○　検察当局においては、対象行為に係る被疑事件の処理に当たり、被害者等の心情等に配慮し、事件関係者の名誉やプライバシー等の保護の要請にも配慮しながら、必要な事項について説明するよう努めており、引き続き、丁寧な説明に努めていくものと承知している。

　法務省としては、検察当局に対し、本会議において御指摘いただいた内

容を含め、必要な情報提供に努めてまいる所存である。

○　裁判所においては、被害者等からの申出があるときは、医療観察法第４７条に基づき、被害者等の審判傍聴を認める運用を適切に行っているものと承知している。

医療観察制度の概要

法務省

本資料の内容

- 医療観察法の目的
- 医療観察事件の流れ
- 医療観察事件に関する犯罪被害者等の保護

医療観察法の目的

医療観察法１条１項

「この法律は、心神喪失等の状態で重大な他害行為（他人に害を及ぼす行為をいう。以下同じ。）を行った者に対し、その適切な処遇を決定するための手続等を定めることにより、継続的かつ適切な医療並びにその確保のために必要な観察及び指導を行うことによって、その病状の改善及びこれに伴う同様の行為の再発の防止を図り、もってその社会復帰を促進することを目的とする。」

医療観察事件の流れ①（検察官による審判の申立てまで）

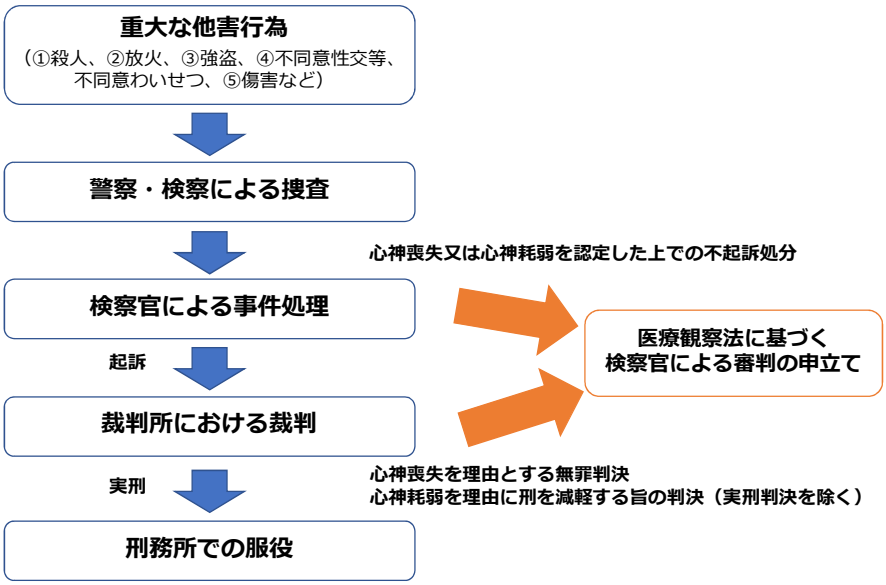

医療観察事件の流れ②（審判）

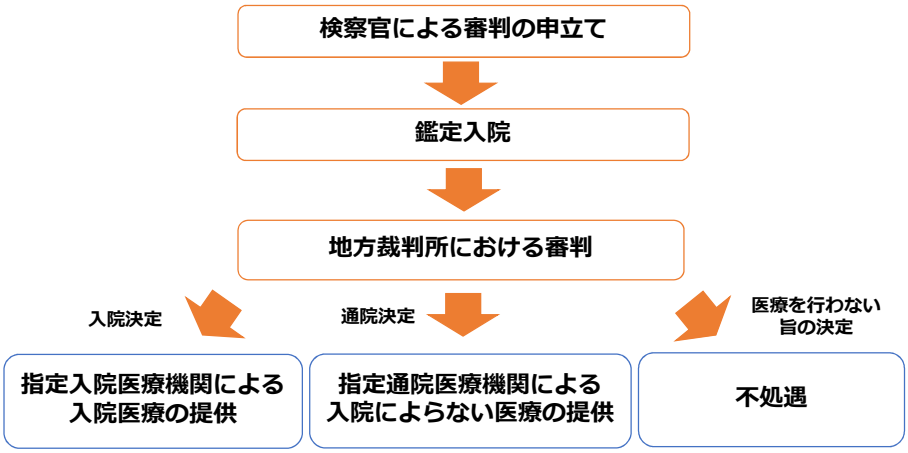

医療観察事件に関する犯罪被害者等の保護

【検察庁】

○　**検察官による事件処理・審判の申立てに関する情報提供**

【裁判所】

○　**審判の傍聴（医療観察法４７条）**

○　**審判結果の通知（医療観察法４８条）**

【保護観察所】

○　**入院決定・通院決定を受けた対象者の処遇状況等に関する情報提供**

医療観察制度の対象者である加害者に関する情報の被害者への提供

〔制度概要〕

○　保護観察所では、「医療観察制度における加害者の処遇段階等に関する情報提供制度」を平成３０年７月から実施している。

これは、裁判所による入院決定又は通院決定を受け、保護観察所の生活環境の調整又は精神保健観察が開始された対象者について、被害者等の申出に基づき、処遇段階等に関する情報を提供するものである。

具体的な情報提供の項目は以下のとおりである。

・加害者の氏名

・加害者の処遇段階（入院処遇、地域社会における処遇、処遇終了）及び開始年月日又は終了年月日・終了事由（ただし、「終了事由」は令和６年１月１日から追加）

・加害者の事件を取り扱う保護観察所の名称、所在地及び連絡先

・地域社会における処遇中の加害者との保護観察所による接触状況（直近６か月間）

○　本情報提供制度については、第４次犯罪被害者等基本計画等に基づく改正を行い、令和６年１月から申出に係る被害者等の負担軽減を図ったほか、上記のとおり、情報提供項目を追加した。

○　平成３０年７月から令和６年１２月末までに、全国の保護観察所において、本情報提供制度に基づく情報提供を延べ１５０件程度実施した。

〔今後の取組・検討方針〕

○　本情報提供制度については、令和６年１月から改正後の運用を開始したところであり、今後の運用状況を注視してまいりたい。